

資料 提 供	
令和 7年12月2日	
担当課 (担当者)	電話
家畜防疫課 (前田、錫木)	0857-26-7286
畜産振興課 (小西、谷口)	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況（第1報、12月2日午後3時現在）

米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

発生農場の防疫措置

殺処分の状況(12月2日午前8時開始)

日時	飼養羽数	殺処分羽数	進捗率
12月2日午後3時現在	75,000羽	10,780羽	14.4%

消毒ポイント等

- (1) 消毒ポイント 4箇所で設営済み
- (2) 移動制限区域(半径3km 以内) 家きん農場 (4箇所)
- (3) 搬出制限区域(半径3km~10km) 家きん農場 (5箇所)

報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (1) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさまが根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。
※家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。